

千葉県博物館協会細則

(目的)

第1条 この細則は千葉県博物館協会会則（以下「会則」という。）第18条に基づき本会運営に必要な事項を定めるものとする。

(会務)

第2条 本会の会務を運営するため委員会と事務局を置く。

(1) 広報委員会

会報（ちばの博物館）の発行及びホームページの運営等協会のPRに関すること。

(2) 調査研究委員会

研究紀要（MUSEUMちば）の発行等に関すること。

(3) 研修委員会

館園職員の資質向上を図るための研修の実施に関すること。

(4) 地域振興委員会

博物館の日にちなむ週間行事の実施、博物館資料救済活動に備えた平時における活動の企画・実施等に関すること。

(5) 事務局 本会運営一般に関すること。その他委員会に属さないもの。

2 理事は互選により委員会と事務局の運営を分担する。

3 理事は分担する会務の円滑適正な運営を図ること。

(委員長・委員)

第3条 委員会に委員長、委員を置く。委員長は委員会の円滑適正な運営を図ること。

2 委員は各館園の職員から16名以内をもって会長が担当理事の推挙に基づいて選任し、委員の相互により委員長を選出する。

(事務局長・次長・局員)

第4条 事務局に事務局長を置く。事務局長は理事の互選により選出し、事務局の円滑適正な運営を図ること。

2 事務局長館園内に事務局を設け、事務局次長、局員を事務局長館園職員をもって充て、会長が事務局長の推挙に基づいて選任する。

(任期)

第5条 委員長、委員の任期は2年とする。ただし、委員会運営の円滑化を図るため再任することができる。

2 委員の改選にあつては前年度委員の若干名を再任するものとする。

3 事務局次長、局員の任期は事務局長と同任期とする。

(委任状)

第6条 委任状提出者は事務局に提出し、原則として委任者を会長とする。

(議長)

第7条 会則第13条の議長は会長とする。

(役員会)

第8条 役員会は必要に応じて会長が召集する。

2 役員会の召集は、役員会開催の日時及び場所並びに役員会に付議する案件を千葉県博物館協会文書取扱要領（以下「取扱要領」という。）別記第1号様式により、あらかじめ役員に通知して行う。

3 役員会に関する庶務は、事務局が処理する。

(委員会)

第9条 委員会は必要に応じて担当理事が会長名で召集し、委員長が委員会の議長となる。

2 委員会の召集は、委員会開催の日時及び場所並びに委員会に付議する案件を取扱要領別記2号及び第3号様式により、あらかじめ委員及びその所属長に通知して行う。

3 委員会担当理事は、委員会に関することを会長及び事務局に報告する。

4 委員会に関する庶務は、委員長及び事務局が処理する。

(会議録)

第10条 会議録は、会則第13条の議長及び委員長がこれを作成させる。

2 会議録は、会則第13条の会議及び細則第9条の委員会終了後すみやかに作成しなければならない。

3 会議録は、会則第13条の会議及び細則第9条の委員会終了後写しを事務局に提出する。

(委員会における事務引継)

第11条 第5条の定めにより委員長が交代したときは、前任者が後任者に委員会務及び簿冊を引き継ぐ。

2 委員長は、委員会の簿冊を保存する。

(事務局における事務引継)

第12条 第5条の定めにより事務局長が交代したときは、前任者が後任者に会務及び簿冊を引き継ぐ。

2 事務局長は、事務局の簿冊を保存する。

(委任)

第13条 本細則に規定するもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

この細則は平成26年5月28日から施行する。